

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託 仕様書

- 1 業務名 事業系一般廃棄物収集運搬業務委託（長期継続契約）
- 2 履行期間 令和2年4月1日 から 令和4年3月31日（2年間）
- 3 業務内容
別紙「収集施設一覧」の各施設から排出される一般廃棄物（燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ）を砂川市が指定する処分場へ運搬するものとする。
- 4 収集日
各施設担当者が指示する日時とする。
- 5 収集場所
別紙「収集施設一覧」の各施設管理者と協議して決定する。
- 6 搬出方法
燃やせるごみ・燃やせないごみ～中身が見える透明・半透明な袋に入れ
処理券を貼付
生ごみ～生ごみ用指定袋（10・20リットルの2種類）
- 7 購入予定数量（1年間）
処理券～2,500枚
生ごみ用指定袋～500枚
- 8 その他
 - (1) 業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年条例第26号）等関係法令を遵守すること。
 - (2) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る砂川市の支出予算において、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。
 - (3) この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたとき、また、クリーンプラザくるくるの処理手数料に変更があった場合は、委託料に相当額を加減して支払うこととする。
- 9 連絡先
総務課契約管財係 54-2121 内線312